

中央卸売市場（南港市場）発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由 (随意契約理由番号)</a>	WTO
1	大阪市中央卸売市場 南港市場汚水処理設 備汚泥脱水機その他点 検整備業務委託	02-01:施設保 守点検整備	(株)日本管財環境サー ビス大阪支店	13,064,700	令和8年1月15日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	G3	-
2	令和7年度大阪市中央 卸売市場南港市場枝 肉管理システム点検業 務委託	02-01:施設保 守点検整備	(株)アカダ電器製作所	1,386,000	令和8年2月9日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	G3	-
3	令和7年度大阪市中央 卸売市場南港市場受 変電設備点検業務委 託	02-01:施設保 守点検整備	日新電機(株)関西支社	6,316,200	令和8年2月16日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	G3	-
4	令和7年度大阪市中央 卸売市場南港市場と畜 解体処理設備オーバー ホール業務委託(その 2)	02-01:施設保 守点検整備	花木工業(株)大阪支店	4,936,800	令和8年3月18日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	G3	-

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪市中心卸売市場南港市場汚水処理設備汚泥脱水機その他点検整備業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社日本管財環境サービス大阪支店

### 3 随意契約理由

本件は、南港市場で行われると畜業務で発生する汚水を適切に水処理し、適正な水質に改善させ下水放流するための汚水処理設備が経年劣化したため、当該設備の点検整備を行うことで機能を回復するものである。

当該設備を製造及び施工したのは、(株)セキスイエンバイロメント(現積水アクアシステム(株))であり、点検整備を実施するにあたっては同社が保有していた知識及び技術力を活用することが不可欠である。また、当該設備は既存機器と密接不可分の関係であり、同社が保有していた知識及び技術力がなければ既存機器に著しい支障が生じる可能性があり、施工後の性能・作動状態・安全性に対して保障することができない。

なお、同社は点検整備を(株)清流メンテナンスに移管しておりさらに現在は(株)日本管財環境サービスに事業継承され、保有していた知識及び技術力も継承されている。

よって、本改修工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株)日本管財環境サービスのみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市中心卸売市場南港市場設備グループ(電話番号 06-6675-2015)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和7年度大阪市中央卸売市場南港市場枝肉管理システム点検業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社アカダ電器製作所

### 3 随意契約理由

本業務委託は、枝肉管理システムの点検業務を委託するものであり、本システムは日本電気機器株式会社が製造したシステムである。

本システムは、けい留所に搬入された牛・豚が製品になり出荷するまでの間、個体管理を行うためのシステムである。本システムが導入されたことにより、枝肉搬送設備で搬送するトロリーにて個体番号を認識できるタグを附属して1頭ごとの管理を行い、それにより枝肉がどのポイントにいるか把握できるようになると共に、衛生検査システムともデータ連携ができる等の一元管理が可能となり、適正な枝肉管理を行うことが可能となっている。

本業務委託の契約先については、令和7年2月3日開催の契約事務審査会（包括審議）で審議され、本システムを製造した同社のみ保有する知識や同社を通じて入手可能な純正部品が必要であることを理由に、同社との随意契約が認められた（7南22）。

しかし令和7年7月より、同社が製造した枝肉管理システムの保守点検・改修・修繕業務は、日本電気機器株式会社から株式会社アカダ電器製作所へ移管された。よって現在、本業務委託を実施することが可能な業者は株式会社アカダ電器製作所のみである。

以上の理由により上記業者と随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備グループ（電話番号 06-6675-2015）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和7年度大阪市中心卸売市場南港市場受変電設備点検業務委託

### 2 契約の相手方

日新電機株式会社関西支社

### 3 随意契約理由

本業務委託は、南港市場内の電気室に設置されている電力会社の変電所から20,000ボルトの電気を受電し、6,000ボルトに変圧し場内各所に送電する受変電設備に対し受変電設備点検を行うものである。

本業務の実施にあたっては、場内全域の停電が必要であり、限られた時間内で受変電設備点検を実施するためには、当該設備の構造や仕組み等を理解し手順を確実に把握していることが不可欠である。

したがって、本受変電設備点検と密接不可分な関連機器に影響を与えることなく、責任を持って業務を行うことができるのは、製造者かつ施工業者である日新電機株式会社のみであるため、本業務を同社に実施させるものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市中心卸売市場南港市場設備グループ（電話番号 06-6675-2015）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和7年度大阪市中心卸売市場南港市場と畜解体処理設備オーバーホール業務委託(その2)

### 2 契約の相手方

花木工業株式会社大阪支店

### 3 随意契約理由

本業務委託は、南港市場で行われる牛及び豚のと畜で使用する解体処理設備が経年劣化し、十分な能力を発揮できなくなる恐れがあるため、オーバーホール作業を行うことで機能を回復するものである。

当該設備の製造及び施工を実施したのは六星工業(株)であるが、同社は、当該設備にかかる一切の業務を花木工業(株)に移管し、平成18年3月に撤退している。

花木工業(株)は、食肉処理機械プラントの設計・製作・施工・保守管理における業界最大手であり、専門の知識及び技術力並びに緊急時の連絡出動体制を整えている関西で唯一の業者である。

また、当該設備についての図面及び設計施工管理ノウハウを六星工業(株)より引き継いでおり、制御システム及び現場実状を熟知しており、同社でなければ整備技術面での対応は不可能であり、既存機器と密接不可分の関係から既存機器に著しい支障が生じる可能性があること、施工後の性能・作動状態・安全性(製造物責任)に対して保証することが出来ない。

したがって、本委託に対して一貫して責任を持たせることができる業者は、花木工業(株)のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市中心卸売市場南港市場設備グループ(電話番号 06-6675-2015)